近代法華宗の僧風教育に関する一考察

――明治三十六年本門法華宗西黌「大改革」について――

地見心澄

一、はじめに　―問題の所在―

現在、法華宗における僧侶養成機関として設置されている興隆学林は、日隆聖人によって享徳三（一四五四）年に創立された勧学院に起源を有し、実に五百六十年の歴史を有する。しかし、勧学院自体に関する記録は少なく、その内実がどの様なものであったかは必ずしも明らかになっていない。近代に関しても事情は同様で、廃仏毀釈や政府による神道国教化政策など、既成仏教教団にとって厳しい環境であった明治時代には、本宗の養成機関も数度にわたり組織改編が行われたが、その詳しい様子は不明な点も多い。

そこで本稿では、興隆学林専門学校所蔵の「本門法華宗西黌日誌」（明治三十年～四十年）三冊を中心とした史料に記録された内容を検討することにより、明治時代後期の本宗における僧侶養成のあり方とその変遷を辿ることを試みたい。特に今回は、明治三十六（一九〇三）年に決議された「西黌大改革」に着目し、これを境としてどのような変化がもたらされたかを中心に考察していきたい。今回検討対象とする主な史料の書誌事項は、以下の通りである。

①「西饗日誌」：表紙に「明治三十年春□」「太途」の文字が見える。明治三十（一八九七）年五月～三十五（一九〇二）年十二月記。

②「明治参拾七年日誌」：明治三十七（一九〇四）年五月～三十九（一九〇六）年二月記。裏表紙に「本門法華宗西校」とあり、日誌は「改革西校日誌」との書き出しから始まっている。

③「日誌」：明治三十九（一九〇六）年三月～四十一（一九〇八）年二月記。裏表紙に「本門法華宗立西校」とある。

④「西饗大改革実施ニ関スル決議録」：興隆学林専門学校所蔵。明治三十六年八月十五日、西饗改革創立委員によって作成された、両面一枚の活字印刷物。同年六月二十八・二十九日開催の会議決議録。

⑤「本門法華宗西饗校則」：興隆学林専門学校所蔵。制定期日などの記載なし。④の「決議録」と同書式で印刷され、重ねて保管されていた。

⑥「日蓮宗八品派学校取調書」：法華宗某寺所蔵。和綴じ冊子に他の様々な文書と合わせて筆写されている。そして冊子の表紙には「西饗両山常修学院三十一年冬取調内務へ届草稿」との見出しも記されている。[1]

なお、①と②の間となる明治三十六年については、管見の限り日誌を発見できなかった。この年は「西饗大改革」について議論が交わされた年であり、学校そのものが一年閉鎖されていた可能性もある。[2] また、史料⑤には制定・施行日の記載がないが、印刷書式や保管状況を勘案して、④の「決議録」と同時期に作成されたものであると考えて考察を進めていくことにする。

二、時代背景

（一）宗内の動向

明治維新に続く廃仏毀釈により、江戸時代に興隆した檀林制度は廃止となり、各地の檀林は廃絶の危機に陥った。これは尼崎勧学院も例外ではなかった。廃檀への危惧から大阪長柄の大願寺に機能が移された時期もあったが、明治十六（一八八三）年に太途職（現在の教頭に相当する役職）にあった吾部日堂上人が「日蓮宗八品派教黌規則」を定めてようやく再出発し、のちに「西黌」となった。しかし、旧来の檀林制度をもとにした西黌の制度ではとうてい宗学の振興が計れないとして、宗内有志僧侶によって常修学部が設置された。西黌側は本能寺に常修学院を設置して常修学部に対抗した。さらに、淡路島では谷日昌上人が妙勝寺に予備校を設立し、薩南三島の学徒を住まわせて教育したという。[3] このように複数の教育機関が併存する時期もあり、宗門の教育体制の整備は進まない状況が続いた。そこで明治三十六（一九〇三）年に西黌改正創立委員によって会議が招集され、結論は「西黌大改革実施ニ関スル決議録」にまとめられ、これにもとづいて翌年西黌の改革が実施された。この改革によって、淡路の予備校は西黌に合併されるなど、関西の本宗教育機関は西黌を中心として整備される道筋がつけられた。

なお、西黌と光長寺の東黌が正式に本門法華宗立となるのは明治四十一（一九〇八）年、東黌と合併して本門法華宗立学林となるのは大正三（一九一四）年のことである。

（二）政府の教育政策の動向

江戸時代からの僧侶養成に対する意識に変化を迫った最大の外的要因は、近代学校教育制度の導入、つまり義務教育制度ではなかっただろうか。この日誌が記された明治三十年代には義務教育の就学率は九割を超え、修業年限も明治三十三（一九〇〇）年には四年に定まり、同四十一年には六年と改められた。

さらに、本宗教育機関が「学校」としての性格を維持するためには、法令を順守した運営も求められるようになった。

①文部省訓令「一般ノ教育ヲシテ宗教外ニ特立セシムルノ件」（明治三十二年制定）

学科課程が法令で規定されている学校（＝小学校・中学校・高等女学校）では、たとえ課外であっても宗教教育・宗教的儀式を行なってはならない。

②私立学校令（明治三十二年制定）

規定外の課程を持つ学校に対しても適用。私立学校が地方長官の監督下にあること、私立学校の設立および校長は行政の認可制となること―などを定める。

西黌は、主にこの二つの政令によって規定されることとなった。また、教育政策ではなく宗教政策の範疇となるが、宗教者の資質について、明治二十八（一八九五）年に内務省から訓令が出されている。

人民ニ布教伝道スル教師ハ教義宗旨ニ精通スルノ外尚尋常中学科相当以上ノ学識ヲ具備スルニアラザレバ到底其任ニ適セズ仍テ各管長ハ此趣旨ヲ体シ左記ノ標準ニ拠リ教規又ハ宗制寺法ヲ改正増補シ（中略）本大臣ノ認可ヲ請フヘシ[4]

これを受けて、本宗では僧侶養成機関の学則に先んじて明治三十二（一八九九）年に宗制を改正し、宗制中に

学科表を入れることで、訓令に対応する体制を政府に示している。[5] しかし、実質をともなって僧侶に学識を具備させるためにも、僧侶養成機関の学制改革は不可避となっていた。

三、改革前の西黌の状況

（一）修学期間の状況

改革前の西黌の状況について触れる前に、西黌の前身となる檀林の制度について略述しておく。檀林制度における修学期間の基本単位を「夏」と言い、一夏は約六十日で、一年に春（四月・五月）秋（十月・十一月）の二夏開檀されるのが通例であった。一夏に一試（一級）ずつ昇進し、四試で一部を修了するため、「四部」と呼ばれる課程を修了して住職資格を得るには、原則八ヶ年を要することとなっていた。[6] では改革前の西黌は、この檀林制度に比して、どのような状況であったか。

日誌によると、西黌の開校期間は旧暦の四月、十月の各一ヶ月間のみであった。さらに、ひと月に二度試験が行われ、一度目と二度目で受験者の顔ぶれはほとんど入れ替わっていることが確認できる。また、明治三十年春期前夏試験後には「受検済生徒皆皈国ス」との記録もあることから、最低十五日在校して試験に合格すれば、一試昇格出来たと推測される。さらに「二試受験」として一度の試験で二級昇格する生徒もいた。小笠原日堂上人は、この時期に複数の教育機関が存立した背景を「尼崎檀林の僅かに春秋二夏の学別の如きは宗門の興学を充たすに足らず」[7]と指摘されているが、実際には檀林時代の修学制度より簡略化されていたことがわかる。

これに変革を迫ったのが、前述の私立学校令であった。明治三十二年秋には西黌の新設認可の申請に向けて制

度改正が協議され、翌三十三年からは陽暦を採用の上、開校期間を三～六月と九～十二月の八ヶ月間とし、各月末に試験を行うこととなった。ただし、生徒の在校期間は一ヶ月が基本単位となっただけで、大きな変化はなかった。

（二）講義・試験の状況

廿六日晴天

前七時A玄講師法華玄義二巻初丁妙法蓮華ノ名異衆典別也云々之下開演シ畢ヌ

玄頭　C　他三部生数名

前九時B玄講師玄義九巻麁妙之下開演ス

玄頭　C

（明治三十年旧四月日誌。氏名は筆者がアルファベットに置き換えた）

次に、生徒たちの勉学の様子を見てみる。この記録でわかるとおり、同じ玄義部であっても一日の内に二人の講師が法華玄義の別々の個所を講義することがあった。また、條箇―集解―玄義―文句と昇級するほど、講義できる役中が少なくなるせいか、授業の記録は少なくなっている。それがかつての檀林と同じ光景かは定かでないが、信隆日秀上人の「折悪しく、講師の欠員に遭遇せば聞くに人無く、徒らに年月を経過し、金と労とを冗費す」[8]という檀林を説明した言葉と合致する形となっている。

では試験はいかなる形式であったか。四部の試験は口答・筆答・習字・作文からなっていた。

口答…三徳トハ何々ゾヤ

筆答…問何ナル証拠有テ別教ノ名ヲ立ル耶

昨文…黌長猊下北国御巡化ヲ師匠へ報知スル文

習字…温故知新　（楷体）

（明治三十三年秋夏　條箇部試験）

さらに、四部より上級である「役中」の試験科目を見ると、受験者一人に対して「観心本尊抄見聞」「延喜式」「如説修行抄内二十三」「正文章軌範」などの科目が一つずつ割り当てられており、宗乗・余乗の区別なく一科目だけを抽出して試験を科していたことが分かる。このような試験科目・方法は、私立学校令施行後も変わりない形式であった。

（三）常修学院

檀林時代に比べ、西黌の修学期間が著しく短縮されていた背景を考察する上で、第一章で略述したが「常修学院」について改めて触れておきたい。「常修学院」という名については、『法華宗宗門史』に「学部騒動」として記述がある。西黌の学制に不満を抱き、教学興隆を目指して有志が明治二十四（一八九一）年に設立した常修学部に対し、西黌側が山護派と称して設立したのが常修学院である。この騒動は明治三十年（一八九七）、英照皇太后の崩御を機として和解したとされる。[9] しかし両機関が和解後どのような経緯をたどったかは、管見の限り明らかになっていない。

常修学院を知る手掛かりとして、第一章で紹介した史料⑥「日蓮宗八品派学校取調書」と題された文書がある。冊子表紙に記された「西黌両山常修学院三十一年冬取調内務へ届草稿」との見出しに従えば、取調書は学部騒動の一年後に当たり、西黌日誌に記録が残る時期とも重なる。この取調書に、西黌と並んで「両山常修学院」の語が見えるのである。

日蓮宗八品派学校取調書

一、学校名称　一　西教黌　二　両山常修学院

教黌ハ本派ノ検定條規ニ依リテ學力ヲ検定シ□階ヲ授ル所トス而シテ全国ヲ東西ニ学区ニ大別シ適宜入黌受検セシム本黌ハ西部ナルヲ以テ西教黌ト称シ　両山常修学院ハ本派検定條規ノ科目ヲ修学スル所トス

二、種類　私立

三、位置　兵庫県川辺郡尼ヶ嵜町内別所村大本山本興寺中

（中略）

十二、学校維持法　門末寺院寄付金両山常修学院入学者冥加料昇級者冥加料贈功冥加料受検者ノ納金右五ツノ者ヲ以テ維持費ニ充ツ其ノ監督主任ハ太途ト会計也

資本金ノ積立方法準備考案中

十三、授業料　両山常修学院へ入学生徒一ヶ月冥加料トメ五十銭ヲ納メシメ授業料ニ充ツ　別ニ授業料ナシ

（後略）

常修学院が西黌の補習学校として設置されていたことを伺わせる内容である。二校を区別せず、学校維持方法として常修学院の入学冥加料を収入に計上していたことから、運営は一体的に行われていたと考えられる。

取調書によると、「学年学級ニ依テ区分シタル生徒数」として西黌には六十九人、東黌には八十六人が在籍すると報告している。また、東黌常修学院には二十三人が在籍していたという（西黌の両山常修学院は記録なし）。この在籍生徒数と、当時の多くの僧侶が次第昇進と東西両黌修学を両立させていたことを考えると、当時の東西両黌は試験検定とその準備的講義のためだけに存在し、僧侶養成の実質的役割は常修学院にあったと考えられな

いだろうか。

なお、西黌の日誌には常修学院の名が一切出てこない。そのため、「西教黌」と「両山常修学院」がどのような関係のもとに運営されたか、常修学院がいつまで存在したかなどは確認することができない。また、『法華宗宗門史』の記述に従えば、西黌の修学期間の短さを常修学院が補ったと考えるべきであろうが、常修学院の設置によって西黌がより形骸的な機能へと縮小された可能性も否定できない。この点は他の史料によって補完しつつ、機会を改めて検討したい。

四、「西黌大改革」の実際

「西黌大改革実施ニ関スル決議録」は十六の議案からなるが、そのほとんどが運営会計にまつわることである。学校運営の方針や教育内容については、この「決議録」に合わせて保管されている「本門法華宗西黌校則」に反映されているものと考えられる。学校運営の実際はどのように変化したのか、「校則」と日誌の記録を参照しながら、考察を進めたい。

（一）入学資格

○改革前

十、入黌者ノ資格

本派宗制寺法僧侶分限ノ沙弥ニシテ大本山ヘ入寺昇堂印可以上ノ者ニ限ル

但シ高等小学校ヲ卒業シ該証書ヲ携帯シ崑玉抄西谷名目仝條箇全部ヲ習了シ入黌スル者ハ十五等学階集解

一試ニ編入シ尋常中学校ヲ卒業シ其ノ卒業証書ヲ携帯シ祖書五大部四教儀全集解玄義全部習了シ入黌スル者ハ十三等学階文句一試ニ編入ス本項中ニ記載ノ入寺印可済ニメ試験ヲ要ス

（「日蓮宗八品派学校取調書」）

○改革後

第十一條　本校ニ入学セントスルモノハ左ノ資格ヲ具備スルモノニ限ル

一　身体強健品行方正ニシテ卒業ノ後本宗ノ教師タル任ニ堪ヘ得ヘシト認ムル者

一　薙髪染衣ノ上法華経連読要品暗誦自本山ノ入寺昇堂証ヲ携帯スル者

一　高等小学卒業ノ者ハ無試験ニテ本科第一学年ニ入学ヲ許シ同科ヲ卒業セザルモノハ同科卒業程度ノ入学試験ヲ行フ

一　予科生ハ本科入学試験ニ合格セサルモノ

但尋常小学卒業若クハ同様ノ認定ヲ受ケ義務教育ヲ了ヘタル者

第十二條　本宗檀信徒子弟ニシテ入学志願者ハ居士生トシテ相当ノ学級ニ編入ス

第十三條　本校第二学年以上ニ入学志願者ハ次学級ノ学科ヲ以テ入学試験ヲ行フ

第十四條　中学卒業若クハ仝等ノ学科ヲ終了セシ者ハ特待生トシテ四学年ニ編入ス

（「本門法華宗西黌校則」）

改革前、つまり旧檀林の制度は近代の学校教育制度とは全く異質のものであった。条箇・集解・玄義・文句の四部生が学生であり、これを修了すると住職の資格を得られる。ところが教師たる役課の階級も四部の延長上に存在し、上人号・日号を名乗れる文能に至るまでの階級すべてが「所化」、檀林の長や本山貫首、貫首候補たる

者のみが「能化」という位置づけであった。最低限の住職資格を得た後も敬称・衣帯などが檀林での学功を積むことで決まったため、檀林は単なる教育機関だけでなく、教団全体の学歴社会を保証する機能も持ちえていた。それゆえ、右に記した「取調書」には高等小学校・尋常中学校卒業者の編入について触れてはいるが、西黌が「卒業して終わり」の近代学校教育体系の枠組みの中で論じられることには違和感が生じたと考えられる。

ところが、私立学校令が施行されるに及んで、西黌を檀林同様の体制で維持する事は不可能となった。西黌を義務教育機関と同様の「学校」として学校教育体系の中に位置づけ、学校としての運営体制を行政に届け出る必要が生じたのである。そこで、高等小学校卒業（現在の中学二年修了相当）を標準の入学資格とし、それより学歴の高い者は上級へ、尋常小学校のみ卒業の者は余科へ編入することを明示したものと考えられる。

（二）組織および教育内容の変化

「大改革」における変化の最たるものが、檀林制度の完全廃止である。それまでの条箇・集解などの四部の名称を廃し、前項に条文を示したように学年制が導入された。[10]「校則」には、四学年までの学科表が示されている。二六六ページ【表1】これによると、教育内容にも大きな変化があったことがよく分かる。すなわち、従来の台家や当家、漢文などに加えて、英語や地理、美術などの科目も教授されることになったのである。

では実際にはどのような形で授業が行われたのか、日誌によると、改革前には不特定多数の講師が不定時に執ってきた教鞭が、学校に所属する少数特定の教員によって担われる形へと変わった。それにともなって、定時に決まった科目を履修する、いわゆる「時間割」を編成する事が可能になったのである。さらに、数学や英語といった、仏教以外の科目を教授するために、非僧侶の講師を招いて授業にあたらせるようになった。実際の時間割は、以下の様なものであった。（二六七ページ【表2】）

【表1】西黌学科表（「本門法華宗西黌校則」より）

| | 専門科 | | |

【表2】明治三十八年一月　第二学年時間割（日誌より）

	1	2	3	4	5	6
月	漢文	英文典	台家	歴史	英語	唯識
火	漢文	国文典	台家	当家	英語	唯識
水	当家	国文典	台家	美術	英文典	唯識
木	当家	国語	台家	支那倫	英語	倫概
金	当家	国語	台家	支那倫	美術	実践
土	当家	美術	地理	習字	作文	体操

（三）行政による関与

○改革前

開講　尼山御貫首猊下以下山内各院　贊内□□以下各員打揃テ読経開講式執行

（明治三十一年秋夏前期・期日不詳）

○改革後

午前九時開校始業式ヲ挙ゲ席ニ列スル者左ノ如シ（中略）一同着席起立国歌三唱、勅語捧読、谷文講師ノ講話、桃井日晃ノ開校挨拶等アリテ式ヲ終リ一同茶菓ノ饗応ヲナス

（明治三十八年四月五日）

（太字筆者）

さて、「大改革」によってもたらされた変化の、異なる一面を挙げてみたい。「大改革」後には、開講式に「読経」の語がなく、代わって国歌や教育勅語が取り入れられている。また、尼ヶ崎町長を来賓として招き、本興寺方丈にて行われた改革西黌開講式（明治三十七年五月一日）の見取り図が日誌に記録されているが、これを見ると、中央の貫主（ママ）席の前には「御本尊」と「御聖影」が並べて書かれている。明治時代に「御聖影」とは、一般には明治天皇の肖像画を指すものであったので、本尊と天皇の肖像画を並べて掲げていたと思われる（ただし式中に読経と勅語奉読が共に行われている）。これらの変化は、西黌として自ら意図して行ったものであったとは考えにくい。

行政から学校設置の認可を得る過程で、何らかの指導や関与が行政によって加えられた可能性が考えられるであろう。

一、委員ハ来ル三月三十一日ヲ以テ満期トナルヲ以テ四月一日ヨリ継続管理者選任スル事
一、今爰ニ継続管理者選出シテ校務ヲ継続セサレバ私学校（ママ）令ニ依リ本校ハ自然廃校ニ属スルモノタル事

（明治三十九年二月十四日・西黌役員総会記録）

これは日誌に記された西黌役員総会の議事録であるが、新年度に継続管理者の選任ができなければ私立学校令によって即刻廃校となるだろう、と速やかに議事を決するように促していることが見える。西黌の存立を簡単に左右する程、当時の行政の関与が強力であったことを伺わせる一文である。

五、まとめ

教育を取り巻く変化が著しく変化し、教団内外双方から僧侶養成方法の変革が迫られる中で、「西黌大改革」はどのような形を理想としていたのであろうか。明治三十五年六月、その決議を行うための会議を招集するに当たり、関係各所に西黌太途から送付された文書が日誌に貼付されている。この文書から、それを窺うことが出来る。

両山本末緇素共ニ大旱ノ雲睨モ啻ナラザリシ興学策両山興隆会株数現今五萬以上ニ達シ候ニ就テハ専門学校及中学程度ノ学科ヲ授業スル規則学科等編纂シ秋夏ヨリ開校授業致度候ニ付諸般御協議申上度候條御繰合之上本月廿五日揃トシ廿六日早朝ヨリ役課総会西黌ニ於テ開会仕候間御来会煩度右御案内申上候

追テ御出席ナクシテ後日異論在之候トモ採用不仕候間是非御来会之上御意見御述被下度重テ申添候

月（マ）　日（マ）　西黌太途

先述の通り、法令によって西黌を「中学」という形で設置することは許可されなかった。一方で、専門学校（のちの私立大学を含む。中学卒業者が対象）を設置すれば、課程の編成は自由になるものの、入学に至るまでの中学教育をどのように行うかが課題となる。当時の旧制中学校への進学率が非常に低かったことを考えると、各寺院の僧侶が徒弟を自主的に中学へ入学させることを前提とする事は不可能であっただろう。[11] 難しい選択を迫られるなか、中学程度の学科を授業することが本宗の僧侶養成にとって適当と考え、中学に近い形態での私立学校設置を目指したことがわかる。そして、会議においてその通りに議決され、校則として定められた。しかし、正規

の中学校ではなかったために、西黌に入学すると大学に進学できなくなってしまうという問題が後々起こることになる。

また、改編に当たっては資金面が大きな問題となっていたことが、「決議録」に記された十六議案のうち十一議案が資金・会計に関するものであったことからも伺える。会議招集の文書にも、「両山興隆会株」なるものを準備し、資金面で準備を進めていたことも記されている。

学校教育・義務教育という政府が導入した制度が、檀林以来の僧侶養成の方法を変革する契機を与えた一方で、その政府の規制によって、本宗の僧侶養成機関が教育の近代化のシステムの外に置かれる瀬戸際にあったと考えることができるのである。

註

(1) 東黌及び東黌常修学院についての取調書も、同寺所蔵の別冊子に同書式で記録されている。

(2) 「西黌大改革実施ニ関スル決議録」に、「来ル九月ニ改正学校ヲ開ク事ハ到底望ミナキノミナラス学年中間ニ入学セシムル時ハ大試業ニ際シ差支ヲ生スレハ寧ロ三十七年四月ヨリ実施スルノ得策ニ加(ママ)カス」とあることから推測される点である。

(3) 「両山歴譜　日唱本」(『本能寺史料　古記録編』大本山本能寺、平成十四年) 五二三頁

(4) 山本哲生稿「明治二十八年内務省訓令第九号と仏教教団」(『日本大学精神文化研究所・教育制度研究所紀要』第十四集、一九八三年) 八五頁

(5) 拙稿「近代法華宗教学に関する一考察 ―明治三十二年本門法華宗宗制学科表について―」(『桂林学叢』第二十四号、平成二十五年) 特に一七六～一七八頁においてこの点を指摘した。

(6) 小笠原日堂稿「本門法華宗学林沿革略史」(本門法華宗学林同窓会『学林精神』創刊号、昭和十四年) 四頁

(7) 前掲「本門法華宗学林沿革略史」四頁

(8) 信隆日秀「本門法華宗学林沿革略史」(『法の響』第百号、大正六年四月) 七十頁

(9) 法華宗宗門史編纂委員会編『法華宗宗門史』四〇七頁より取意

(10) ただし、宗制には四部や役課、能化の語が残されていたため、「校則」にはこれらの呼称と十学年までの対応が示されている。しかし日誌の方には、五学年以上の生徒が在籍したことを確認できる記録がない。

(11) 文献により数値に差異があるが、高等女学校・実業学校を含めた中等教育学校への進学率は、一割前後であったとされる。